

# 専門職大学院を理論と実務の架橋とするために

河村建夫 氏 文部科学大臣

全国で66の法科大学院がよいよスタートする。

同時に、経営や会計などさまざまな学問分野で専門職大学院が立ち上がりつつある。

期待される専門職大学院の機能、およびそれを実現するための条件整備について文部科学大臣・河村建夫氏にうかがった。

聞き手 株式会社 東京リーガルマインド代表取締役 反町勝夫

## 高度専門職業人の養成

**反町** いよいよ今年、法科大学院が立ち上がりますが、法務に続いてさまざまな実務分野で専門職大学院がスタートしつつあります。

**河村** 日本が国際競争に打ち克つていくためには、国際的に通用する高度で専門的な職業能力を持つ人材を育成する大学院を活性化しようと創設された制度です(右頁・資料参照)。法務の他、経営管理(ビジネススクール)、会計・ファイナンス、公衆衛生・医療経営、公共政策、福祉学、技術系ではMOT<sup>1</sup>など幅広い分野で開設、あるいは準備が進められています。将来はさらに広い分野でニーズが増大するものと想定しており、各大学の自主的な発意に基づき、多様な専門職大学院が発展していくことを期待しています。

**反町** 競争の激化などから、日本企業は一括採用した新人を一から育てる余裕を失い、即戦力を求めるようになっていますが、日本の大学、特に社会科学系の学部は学問の場ではあっても、高度な専門職業人の養成の場になっていない

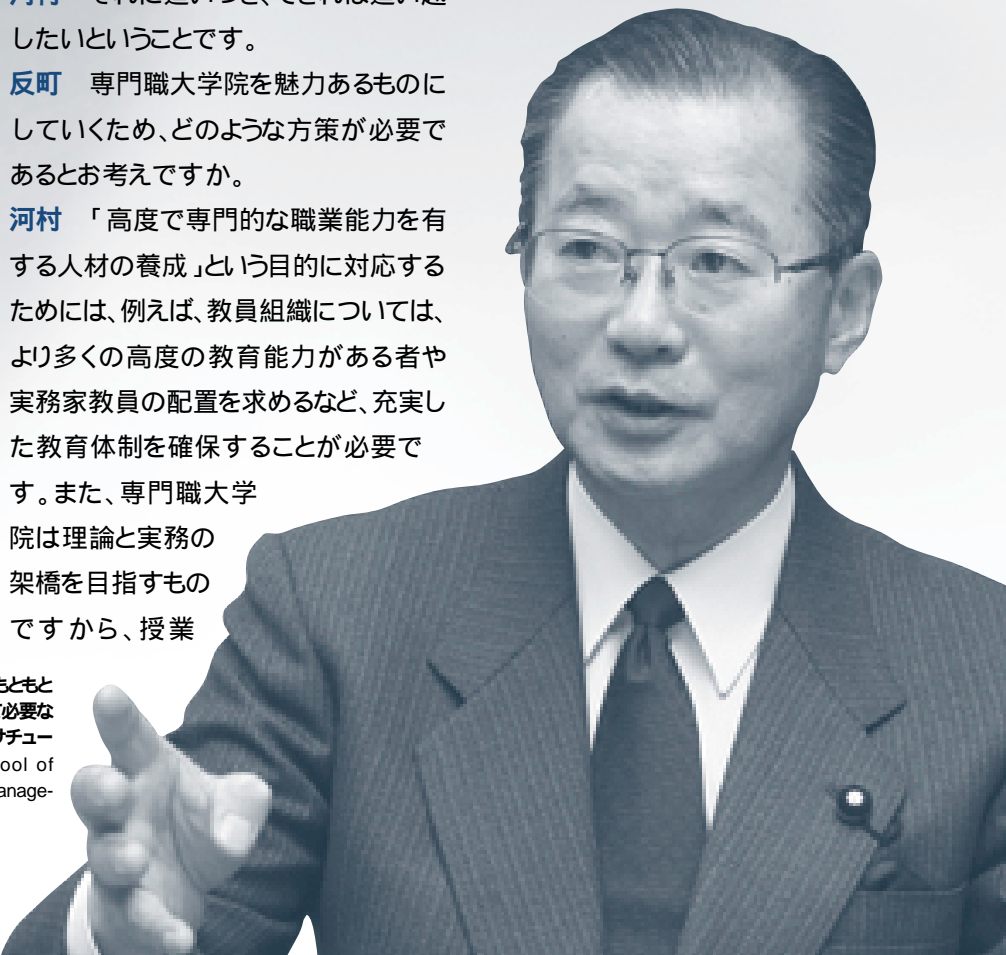
ようです。そのため、需給間にギャップが生じ、今、大学生は空前の就職難に直面しています。大学院にしても、日本では後継者たる研究者の養成の機能に重きが置かれていますが、米国の大学院は、以前から研究大学院(グラデュエイトスクール)と職業大学院(プロフェッショナルスクール)の2タイプに分けられ、後者は高度で専門的な職業人の養成のための機関として明確に位置付けられています。

**河村** それに追いつき、できれば追い越したいということです。

**反町** 専門職大学院を魅力あるものにしていくため、どのような方策が必要であるとお考えですか。

**河村** 「高度で専門的な職業能力を有する人材の養成」という目的に対応するためには、例えば、教員組織については、より多くの高度の教育能力がある者や実務家教員の配置を求めるなど、充実した教育体制を確保することが必要です。また、専門職大学院は理論と実務の架橋を目指すものですから、授業

方法についても、事例研究や討論、現地調査、実習などの適切な方法を取り、国際水準の高度で実践的な教育を行い、社会経済の各分野で指導的な役割を果たすことができる国際的な人材の養成を求めたいと思います。さらに、専門職大学院を大いに発展させていくためには、各大学の自由な創意工夫を引き出すことが肝要です。そのため、標準修業年限についても、教育内容などにふさわしい期間を定められるように柔軟な制度



1 MOT[ Management of Technology ]: 技術経営。もともと1980年代に米国で始まった、研究開発、技術開発において必要な専門的経営能力向上を目指す教育プログラム。MIT(マサチューセッツ工科大学)スローンスクール(MIT Sloan School of Management)が1982年に創設したMOTプログラム(Management of Technology Program)が起源と言われている。

設計としています。

**反町** 各大学とも、教員の確保については相当苦労されているようです。実務の経験があっても、それを体系的に教えようとすれば、理論の裏打ちが必要ですから。

**河村** 実務経験があり、かつ高度な教育能力を持ち合わせる方々に参画していただかなければなりません。スタートしたばかりということもあって、確かに難しい課題でしょうが、大学関係者にはぜひご努力いただきたい。

**反町** そこを何とか乗り越えなければ、日本の高等教育の相対的な弱体化を招きかねません。事実、学生の間将来、国際的な仕事にかかわるのであれば、日本で学ぶより、米国に留学してMBA<sup>2</sup>やCPA<sup>3</sup>を取得した方が手っ取り早いのではないかと、そういう意識が急速に広がっているようです。

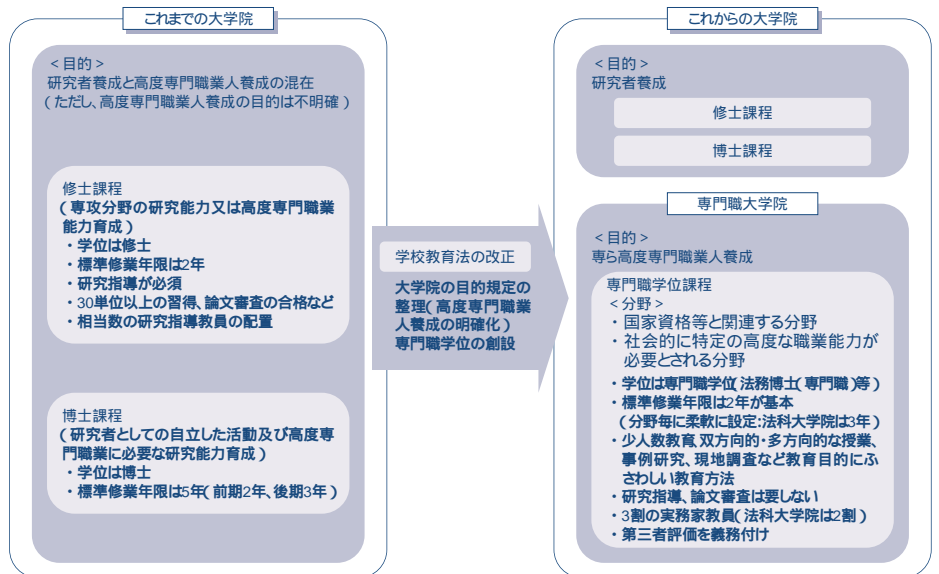
**河村** さらに、インターネットを介して単位を取得できるなど、国際化が進んでいます。そのようなものを活用すれば、日本の大学で学びつつ、米国の大学のMBAを取得するといったことも夢ではないという時代です。国際的な競争の中、日本の教育をどうするか、そのような意識を持って教育の質を高めていくことが必要です。

## 理論と実務の架橋

**反町** 次に、専門職大学院に対する国の支援策についてうかがってみたいと思います。

**河村** 文部科学省は、大学の発展を支える機関補助として、今回独立行政法人になる国立大学には運営費交付金<sup>4</sup>、私立大学には私学助成というかたちで支援を行っています。専門職大学院も基本的には同様の仕組みの中で支援して

## 資料 専門職大学院制度の創設



出所：文部科学省資料

いくこととなりますが、制度発足から間もないことを考慮して、今回は特にプロジェクト支援についても考えています。

**反町** 私立大学から国立大学とのイコールフットイングを求める声が上がっているようですが。

**河村** 法科大学院に関して、私学側から強い要請を頂戴しました。それに応える予算編成をすべく、われわれとしても、できる限りの努力をしたつもりです。

**反町** 私としては、国立大学、私立大学の格差は、是認すべきだと思います。より高水準の価値ある教育を行う大学院は授業料を高く設定してよいのではないのでしょうか。

**河村** 日本では、大学の評価制度がまだ根付いていません。しかし、米国などでは評価が定着しており、自己評価に加え、民間の機関も評価をする。そのように徹底して行っています。日本でもそうになれば、各大学、各大学院の内容が充実していくでしょう。

**反町** 高度な専門職業能力は、それだけ希少価値のある人材であり、労働生産性が高いのですから、これを身に付け

るための教育は、まさに自己投資です。教育経済学の言う「人的資本」の考え方に合致するわけです。したがって国の支援は、学生個人の奨学金や教育ローンによる方法にシフトすべきです。教育もサービスの一種なので、受益者負担にしていくべきです。そうでなければ、資源の適切な配分が期待できません。

**河村** 現在の日本の仕組みでは、学生個人に対する直接の補助はあまり実施していませんが、それに代わるものとして育英奨学を行っています。

**反町** 自立ということでは、大学にしても国の予算ばかりをあてにするのではなく、TLO<sup>5</sup>や大学発ベンチャー、あるいはOB組織を強化してファンドを充実させるといった自助自主努力を引き出す措置に重点を移すべきであると考えます。米国の大学の運営を見ますと、授業料で賄っているのは3割程度で、残りはファンドを財源としているようです。

**河村** 日本もそのあたり、税制面などの支援を充実させなければならないでしょうね。ただどうしても日本は寄付の文化

2 MBA[ Master of Business Administration ] : アメリカで、経営管理学修士。ビジネススクールで、経営管理学専攻・修了者に授与される。  
 3 CPA[ certified public accountant ] : アメリカの公認会計士。  
 4 運営費交付金 : 独立行政法人の運営をサポートするために、従来の国からの予算に対応するものとして、支払われるようになったもの。従来の国費とは異なり、

旅費、備品といった使途の細目もなく、年度を跨って繰り越してもよいことになっている。  
 5 TLO[ Technology Licensing Organization ] : 技術移転機関。大学の研究者の研究成果を発掘・評価し、特許化および企業への技術移転を行う法人で、いわば大学の「特許部」の役割を果たす機関。

が弱い。

**反町** 専門職大学院に期待される取り組みについてお聞きます。

**河村** 「架橋」という言葉を用いていますが、理論的教育と実務的教育がうまくみ合うようにすることです。工学系の技術の世界では産学官の連携が盛んに行われていますが、文系の専門職大学院が社会と連携していくには、実務的な教育がしっかりなされることが大切です。そのためには、専門的な知識を確実に習得するとともに、批判的・創造的な思考力、あるいは事実即して具体的な問題を解決していくために必要な分析能力、討論の能力など備える人材を輩出することを望みたいと思います。

**反町** おっしゃる通り、工学系の領域では産学連携の推進の合意ができて、現に進んでいますが、法学部や経済学部など社会科学系の領域では、学問と実務との間に壁があります。両者は本来、表裏一体ですが、大学の教員の中には、自分たちが担う理論こそが最も高い位置にあり、実務家の専門能力は一段低い。資格の取得のための勉強はさらに低いレベルにある。そのような階級的なとらえ方をされている方が多いように見受けられます。実務の骨格を体系化したものが資格です。したがって、理論と実務は遊離させるべきではありません。理論的教育と実務的教育の架橋ということでは、今回の法科大学院は壁を打ち破る突破口になるものと期待しています。

**河村** 法科大学院の立ち上げはしっかりやりたいと思っています。

## 専門職大学院と資格制度

**反町** 資格制度と専門職大学院の関係についてですが、例えば今、多くの企業が旧来の日本の雇用慣行を見直し

て、実績や能力に基づく人事制度に切り替えようとしています。その際、法令や判例に精通した社会保険労務士をもっと登用して、これからの分析のエキスパートにすべきです。資格が保証する知識はいわば骨格です。それをベースに会社のシステムを組み立てなければなりません。ところが、旧来の大学の学部教育は必ずしもそこに重点を置いてきませんでした。外国の文献などで理論の肉付けをすることも有益ですが、現行法という骨格を疎かにすれば、即戦力の養成は望めません。そのような大学で法務を学んだ人が、企業で実務にあたった途端、違法な行為に手を染めることになりかねないのです。

**河村** そういう意味で、資格には大事な機能があります。今回、国立大学を法人化すれば、一般の企業と同じように就業規則を設ける必要がありますが、大学には学問の専門家はいても、具体的な就業規則に何をどのように書くかは社会保険労務士の知恵をお借りした方がよいでしょう。

**反町** 職業に貴賤はなく、大学教授と社会保険労務士のどちらが上ということではないはずで、そこは互いに心打ち解けて協力すべきではないかと思います。

**河村** 今、専門職大学院と資格制度と結び付けようとする動きが出ています。その第一弾が司法試験に結び付けた法科大学院ですが、その後、会計学系の専門職大学院で学ぶことで公認会計士試験が一部免除される、あるいはその他の資格についても専門職大学院を結び付ける構想があるようです。ただし、専門職大学院においては、国家資格を取得するための受験技術優先の教育は慎重、教育方法、教員組織などを充実させる努力をしていただきたいと思います。

**反町** 平成14年8月の中央教育審議会

(以下、中教審)の「大学院における高度専門職業人養成について(答申)」(7頁・資料3参照)は、「高度な専門職業人の養成が社会的な要請である」とした上で、「特定の職業の実務に就いたり、職業資格を取得する者の養成」のみならず、「既に職業に就いている者や資格を取得している者が、さらに高度の専門的知識や実務能力を修得できる」教育が必要である、としています。つまり、有資格者に対する教育を視野に入れているわけです。今後、専門職大学院は、実務経験のある人が学んでこそ有効だということで、有資格者を対象とする専門職大学院が登場してくるかもしれません。また、具体的な専攻分野として「国家資格等の職業資格と関連した専攻分野」、「社会的に特定の高度な職業能力を有する人材の養成が必要とされている専攻分野」、「国際的に共通の水準の人材養成が必要とされるような分野」を挙げています。資格は多種多様で、専門職大学院との関係もまたさまざまなかたちが考えられますから、各大学が十分創意工夫できるよう、ぜひ柔軟で弾力的な文部行政をお願いしたいと思います。

**河村** 専門職大学院と国家資格の関係は多様なものであると思います。実社会でどのような役割を果たす人材を養成するかについては、社会のニーズや当該分野の関係者の意見などを踏まえて、各大学が自主的に検討していくことが適切でしょう。

## 教育基本法の解釈

**反町** 国が高度な専門職業人を養成していかなければ、国際競争に破れてしまうような時代を迎えています。日本の若者の間で、ベースとなる職業倫理に問題が生じ始めているようです。

**河村** 残念ながら日本人の職業倫理は崩れてきたように見えますね。

**反町** それを考えるには、あらゆる教育法規の根源法である教育基本法から考え直すべきではないでしょうか。今、同法をめぐる議論が起きていますが、私は憲法との関係を踏まえ、三つの原則から整理する必要があると考えます。

一つ目は、国の主権の行使者としての教育です。義務教育の段階で、正しい選挙権の行使などについてきちんと教えるべきでしょう。

二つ目に、勤労の尊さについての教育です。人は職業を通じて自らを鍛え、社会に貢献するものなのです。自由権も社会権も自ら職業に就き、社会に貢献して初めて意義があるのです。

三つ目に、これは大臣が常々説かれていることですが、自国の伝統・文化・歴史を踏まえた教育ということです。

**河村** 教育基本法は、世界中どの国でも通用する内容です。国の文化や伝統に対する配慮が明示されておらず、日本独自の教育原理であるとは言えません。決して復古主義ではなく、国際化時代だからこそ必要なのです。日本人としてのアイデンティティを見失えば、地に足のついた国際人にはなれません。

**反町** 以上の三つは、日本国憲法から導かれる原理で、決して偏った考えではないはずです。先般、中教審が教育基本法の改革案を示されましたが、基本原理を明確にしないで、やや総花的な印象を受けました。まず、基本原則を立てて、一つずつの柱で組み立てれば、すっきりとまとめられるはずです。

**河村** 教育基本法については、解釈の仕方に多々問題があります。

**反町** 同感です。同法第8条は「特定の政党」を支持したり反対したりする教育を禁じているのであって、政治に関する



一般的な教育を禁じるものではありませんし、第9条は「特定の宗教のための」宗教教育を禁じているだけで、客観的・科学的に教えるなら違法ではありません。

**河村** ところが、そうでないように解釈したがる人たちがいるわけです。教育現場で迷いが生じないように規定する必要があるでしょう。

**反町** 第1条で「国家及び社会の形成者」、「勤労と責任を重んじ」とあり、第2条に「实际生活に即し」とあります。つまり教育は、空理空論であってはならないということです。まさに今求められている要素が盛り込まれているわけです。ところが、ひねった解釈がまかり通っている。

**河村** 戦後、国家神道を排撃したGHQへの遠慮から、宗教教育について慎重になった結果、道徳までもが軽視されることになった面もあります。

**反町** 道徳教育について一つの提案ですが、軽犯罪法という法律があり、法律に触れる行為を30ほど列挙しています。醇風美俗と申しますか、日本における昔ながらの最小限度の道徳律を実体刑法化したものですが、戦後間もない昭和23年に成立したため「割当物資の配給」云々など言葉が古びていたり、内容が現代社会にそぐわなかったりするところが

あります。この軽犯罪法を全面改正し、新たな道徳の基準を確立されてはいかがでしょうか。そうすれば、初等教育で道徳を教えるときも、基準がはっきりします。今は躩をしたくても確固たる枠組みがないため、現場の教員は困られているようです。

**河村** 貴重なご意見だと思います。

**反町** 教育は国家百年の大計ですが、今まさに国際社会で活躍する第一級の人材を輩出するための土台が築かれようとしています。この重大な局面における大臣のご活躍を期待しております。本日はご多忙のところ貴重なお時間をいただき誠にありがとうございました。

文部科学大臣

**河村 建夫(かわむら たけお)**

1942年山口県生まれ。1967年3月慶応義塾大学商学部卒業。同年4月～1976年2月西部石油株式会社東京本社勤務。1976年8月～1990年山口県議会議員当選(連続5期)し、山口県議会文教警察委員長・商工労働委員長・議会運営委員長を歴任。1990年2月衆議院選挙初当選(現4期)。1995年10月～1996年1月党政調副会長。1996年1月～同年11月法務政務次官。2001年1月～同年4月文部科学副大臣。2001年5月党国会対策委員会副委員長。2002年1月～同年10月衆議院文部科学委員長(常任委員長)。2002年10月～同15年9月文部科学副大臣。2003年9月～文部科学大臣(現職)。

\*この河村大臣の記事についてのご意見・ご感想・ご質問は、河村大臣に伝えさせていただきます。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

[h-bunka@lec-jp.com](mailto:h-bunka@lec-jp.com)

**日本初! 大学発!**  
**高度専門職業人養成機関**  
～欧米のキャリアアップ・システムを追撃するか?～